

田島中学校区学校適正配置検討会議 学校環境等専門部会（第 6 回）

■ 開催日時、場所

令和 3 年 12 月 21 日（火）19 時 00 分～ 田島小学校 多目的室

■ 議事

(1) ご意見等に対する対応案について

■ 配付資料

資料 ご意見等に対する対応案

別紙 1 田島南小中一貫校第 2 校地 整備イメージ（提案）

ご意見等に対する対応案、方向性（令和３年12月21日 学校環境等専門部会）

No.	検討項目	ご意見等	対応案、方向性
1	第２校地	・桜、藤棚、田んぼにはそれぞれに地域の思いがあり、向日葵も石巻市立大川小学校から種をもらって植えたもので、被災者の気持ちを共有したいとの思いがこもっている。教育環境という主たる目的はあるが、地域が７５年間培ってきた思いを考慮してほしい。 ・桜や藤棚等は夏季の臨時応急処置等で活用している。撤去すると日影がなくなり、グラウンドが危険な状態になる。 ・中学校の部活だけでなく、小中一貫校の第２グラウンドとして小学生への配慮も入れた整備にしてほしい。 ・地域の思いを無視した教育環境になると「地域が育てる小学校」というコンセプトから変わってくる。会議の中で地域と協議、検討できる部分を作って示してほしい。	整備に向けた提案内容について、意見交換を行う。（別紙１） ・校地北側の防球ネットを撤去、新設するとともに、校地東側にも防球ネットを新設します。 ・プール、プール更衣室及び現在、北側にある学習園等を撤去し、プール跡地（北東部分）の一部に学習園を整備します。 ・防災教育、自然学習に活用するとともに、部活動等にも活用できるよう、かまどベンチを新学習園の西側に設置します。 ・熱中症対策として日影を作るため、新学習園の南側にパーゴラを新設するとともに、現在ある桜の木及び南側のパーゴラはそのまま第２校地で管理します。 ・現在の木製アスレチックについては、昭和61年に設置され設置後35年が経過し、老朽化が著しいことから、児童生徒の安全を確保するため、うんてい等とあわせて撤去を行いたいと考えています。 ・その他、グラウンド整地を行うとともに、東側には植栽等を整備します。
2		・第２校地で部活動や大会等で何十人も活動することが想定されるなか、熱中症が発生した場合に、救護室が体育館の一室のみでは収容しきれないのではないか。また、急な荒天時に避難できる場所も必要ではないか。 ・体育館使用に関しての更衣、トイレ、救護について、もう一度考えてほしい。	・体育館内の倉庫の機能拡充（空調機設置、内装改修、電話設置等）を行うとともに、体育館で児童生徒が更衣する場合のスペースを体育館舞台袖へ整備します。 ・校舎部分は学校施設ではありませんが、学校でも校舎の鍵を管理し、部活動等で児童生徒の体調が悪くなった場合で救護室で収容できないときや、急な荒天時など緊急を要するような場合等は一時的に使用するなど臨機応変に対応します。
3	遊具	・中学校敷地内のデッドスペース等を活用して場所が狭くならないようなボルダリング等の遊具の設置を検討してほしい。	・小運動場の遊具については、ジャングルジムにアスレチック等の要素を加えた複合遊具を整備できるよう調整を行います。（別紙２）
4	人工芝	・人工芝について、学校の特徴になり、子供積極的に動き回れるよう、ラインを引くなどの工夫をしてほしい。	・体育科活動や休み時間など様々な観点から、学校とラインの形状等を検討し、ラインのペイントの実施に向けて調整を行います。

ご意見等に対する対応案、方向性（令和３年12月21日 学校環境等専門部会）

No.	検討項目	ご意見等	対応案、方向性
5	第２校地	・田島小学校は、小中一貫校の第２グラウンド、第２体育館として使用し、授業や部活などを行うこと。	・田島南小中一貫校の第２校地（第２運動場、第２体育館）の使用については、児童生徒や学校の教育活動を第一に検討しており、部活動や自然学習などを第２校地において実施する予定です。
6		・田島小学校の運動場の防球ネットは、部活ができる高さに改修すること。	・No.1のとおり、校地北側の防球ネットを撤去、新設するとともに、校地東側にも防球ネットを新設します。 ・防球ネットの高さは中学校の標準である12メートルで整備を行う予定です。
7		・田島小学校の日常管理のための人員を配置すること。	・田島南小中一貫校の第２校地については、田島中学校の第１校地とともに管理を行うこととなり、管理作業員が中心に日常管理を行います。現在田島中学校の校地に対して１名の管理作業員が配置されておりますが、小中一貫校開校にあわせ１名を追加配置することにより、第２校地も含めた日常管理を行う予定です。加えて、統合時の時限措置（３年間）としてさらに１名の配置を予定しており、令和４年度においては３名を配置する方向で調整しています。
8	人工芝、防犯カメラ	・小中一貫校の環境整備を行うこと。（中庭の人工芝化、防犯カメラの設置等）	・これまでの学校環境等専門部会での意見交換や検討会議での報告をふまえ、小運動場への人工芝、防犯カメラについてはいずれも整備する方向で調整しています。
9	区政会議でのご意見	・跡地となる学校の本とか図書室を地域に開放するという話を過去に聞いた。図書室については生涯学習の場所にもなるし、地域に開かれた地域が活用しやすい場所にしてほしい。	（意見交換）

提案：田島南小中一貫校第2グラウンドイメージ

令和4年度設計
令和5年度工事

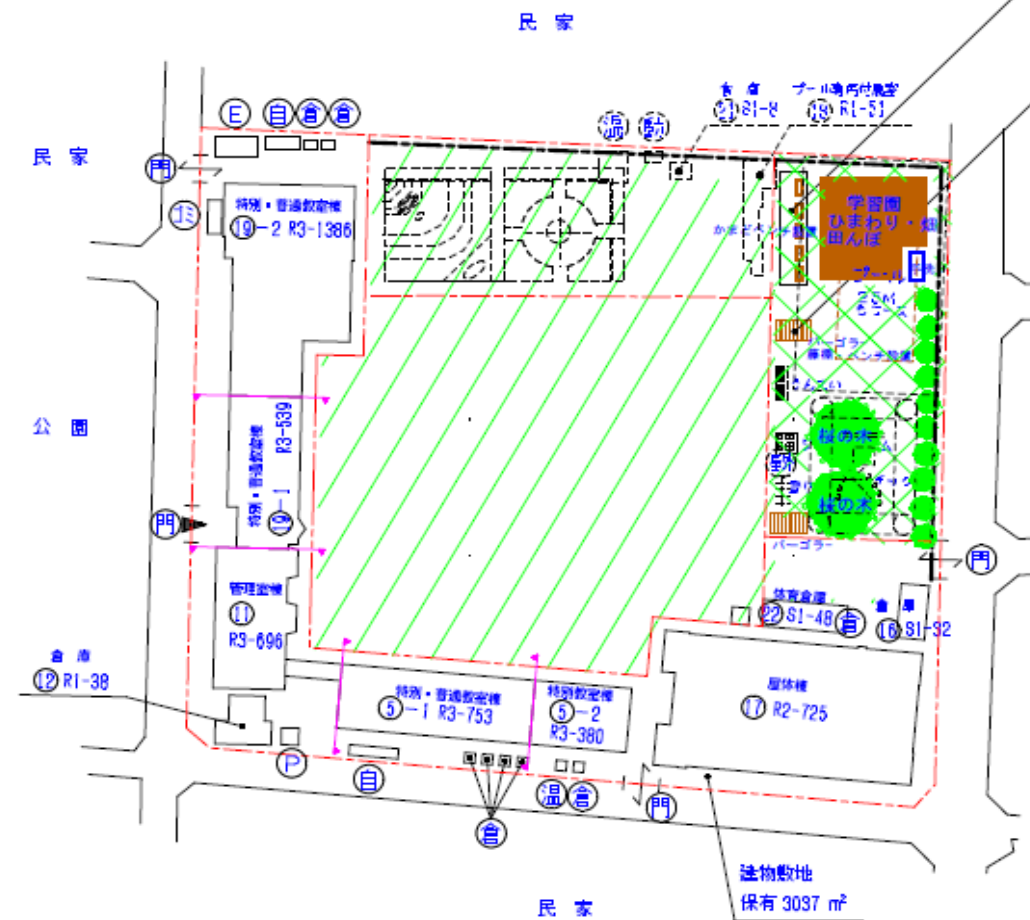
田島小学校

整備内容

- ・防球ネット新設（北・東）
- ・プール・プール更衣室解体
- ・学習園・ビオトープ撤去（北側）
- ・学習園復旧（ひまわり・畑・田んぼ等）
- ・かまどベンチ新設
- ・手洗い新設
- ・パーゴラ・ベンチ新設
- ・外柵改修
- ・桜の木（2本）・パーゴラ（南側）は存置
- ・アスレチック・遊具解体
- ・植栽の整備
- ・グラウンド整地



かまどベンチ（例）

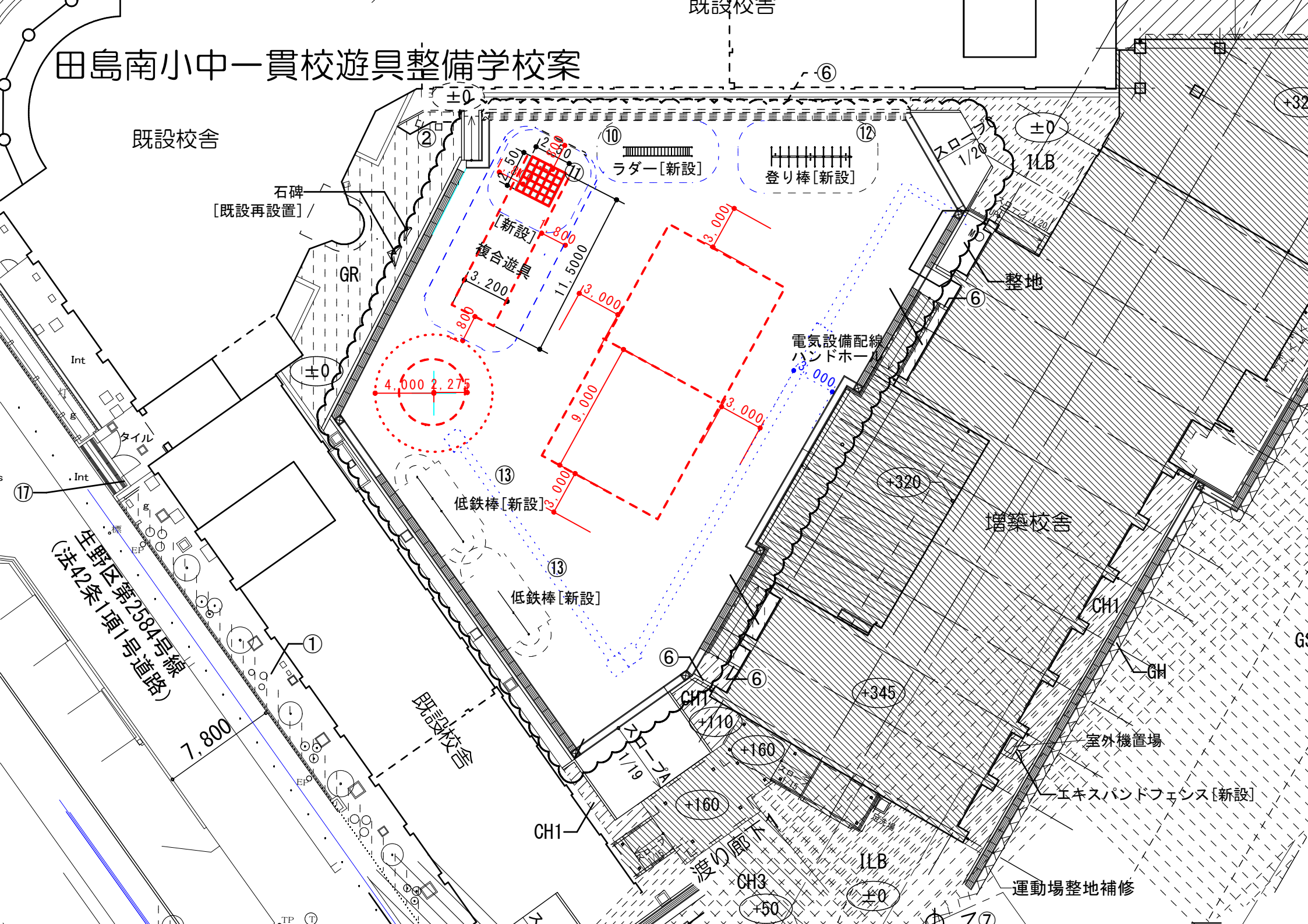


田島南小中一貫校 遊具整備イメージ

※下記の複合遊具を参考に、学校と事業者等との調整で遊具を選定する予定です。



田島南小中一貫校遊具整備学校案



令和4年 1 月 26 日
大阪市教育局事務局

田島小学校の管理について

1 施設の位置づけについて

- 田島小学校の体育館及び運動場については、小中一貫校の第2校地（行政財産）として活用し、校舎については、次の活用が決まるまでは教育委員会が普通財産として管理を行います。

2 現時点の校舎の使用予定について

- 学校運営においては、第2校地として活用する体育館については運営上必要な整備を行うこと、校舎部分は学校施設ではないこと等から恒常的に使用しません。ただし、部活動等で児童生徒の体調が悪くなった場合等で体育館に整備する救護室で収容できないときや、急な荒天時など緊急を要するような場合等は一時的に使用するなど臨機応変に対応します。
- 生野区役所において「児童の安全確保と居場所づくり事業」で校舎1階多目的室を使用する予定です。
また、災害時避難所等として、校舎を含む田島小学校を生野区役所において引き続き指定する予定です。

3 管理について

（日常管理について）

- 学校の第2校地としての活用にかかる日常点検等については、学校の教職員が行います。
- 校舎部分については、教育委員会が財産管理者としての管理を行い、管理上必要な範囲でのみ機械警備や巡視を実施します。
- ガスについては、現時点で学校や事業等での使用予定がないことから、安全性の観点から閉栓する予定です。また、ガス式空調についても使用予定がないことから、法定点検を実施しない予定としています。このため、電気式空調を設置している多目的室を除き、その他の教室等に設置されているガス式空調については法令上使用できません。
- エレベーターについては、現時点で学校や事業等での使用予定がなく、法定点検を実施しない予定としていることから、法令上使用できません。

（維持補修、保守点検について）

- 体育館及び運動場を活用する上で必要な水道、電気、消防設備等の保守点検及び建物補修等については教育委員会が行います。
- 校舎について、生野区役所が1階多目的室で使用する「児童の安全確保と居場所づくり事業」にかかる管理経費については、使用に応じて生野区役所と教育委員会で按分します。
- 校舎のその他の部分については、教育委員会が必要な維持補修、保守点検を行います。
- なお、事業等で校舎を活用する場合については、目的や用途に応じて事業実施者と費用負担の協議を行ったうえで、必要な維持補修や保守点検等を実施します。

（緊急時の対応について）

- 災害等により施設に被害があり、緊急で補修工事等が必要となった場合は、教育委員会等で工事等を実施します。
- なお、事業等で校舎を活用する場合については、目的や用途に応じて事業実施者と費用負担の協議を行ったうえで、教育委員会等で工事等を実施します。

4 その他

（校舎（普通財産）の使用にあたっての考え方）

- 局・区役所の事業等で使用する場合は、事業実施局・区から普通財産使用承認申請書を提出し、教育委員会において審査のうえ使用承認書を交付することになります。使用料については不要となりますが、事業実施者が必要とする管理（設備の保守点検や建物補修等）にかかる費用や光熱水費等は事業実施局・区に負担していただくことになります。
- 本市以外が使用する場合は、賃貸借契約を締結し、使用料が必要になりますが、本市事務事業と関連が密接である場合は使用料を減免する制度があります。
- 地域振興事業や地域コミュニティの醸成などを目的として使用する場合について、これまでの学校管理から教育委員会管理に変わるため、市有財産借受申請書を地域から区役所を経て、区役所から財産管理者である教育委員会に区長の副申書を添えて提出し、教育委員会と契約管財局において協議を行い、賃貸借契約の締結や使用料の減免にかかる審査を行います。